

告 示

埼玉県告示第七百五十七号

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地処分規程を廃止する告示を次のように定める。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元裕

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地処分規程を廃止する告示
上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百二号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。